

公立大学法人福知山公立大学職員給与規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）

第29条の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（就業規則第2条をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令等との関連等)

第2条 職員の給与の支給等に関しこの規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令の定めるところによる。

第2章 給 与

(給料)

第3条 給料は、就業規則第40条及び公立大学法人福知山公立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第3条第2項第2号に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）、第11条に規定する手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、その適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 事務職給料表（別表第2）

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 教育職給料表は、教授、准教授及び助教である教員に適用する。

(2) 事務職給料表は、事務職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、公立大学法人福知山公立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。）に定める。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の

勤務成績に応じて、行うものとする。

- 3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員給与表が適用される 55 歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 第 3 項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
(再雇用職員の給料月額)

第 6 条 就業規則第 22 条第 2 項の規定により再雇用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(短時間勤務職員の給料月額)

第 7 条 公立大学法人福知山公立大学職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護等休業等規程」という。)第 14 条に規定する育児短時間勤務の職員(以下「育児短時間勤務職員」)の給与月額は、第 4 条から前条までの及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給与月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を正規の勤務時間で除し得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする

(給料の調整額)

第 8 条 理事長は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員の職に比して著しく特殊な職員の職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料の調整額を定めることができる。

- 2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の 100 分の 25 を超えてはならない。

(給料等の支給)

第 9 条 給料、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の計算期間は月の 1 日から末日までの期間について、その月額を支給する。

- 2 給料等の支給日は、毎月 20 日とする。その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

第 10 条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給または事実の変更

等により給与の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日までの給料等を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であつて給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

(手当の種類)

第11条 職員に支給する手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 扶養手当
- (2) 住居手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 時間外勤務手当
- (6) 休日勤務手当
- (7) 入試手当
- (8) 管理職手当
- (9) 管理職員特別勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 13 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者のある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、この項 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（住居手当）

第 14 条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下この項において同じ。）を借り受け、月

額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員及び第 16 条の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下この項において「単身赴任手当受給職員」という）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第 1 号又は第 2 号に掲げる額及び第 3 号に掲げる額の合計額）に相当する月額に住居手当を支給する。この場合において、その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
- (2) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額
- (3) 単身赴任手当受給職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるものは前 2 号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額

2 前項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第 15 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。以下この条において同じ。）につき、規則に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 2,000円から21,700円までの範囲内で別に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）
 - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額、又は前号に定める額
- 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
 - 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（単身赴任手当）

第16条 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別

に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額額は 30,000 円（規則で定めるところにより算定した職員の住所と配偶者との住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあたっては、その額に 70,000 円を超えない範囲内で交通距離に応じて規則で定める額を加算した額）とする。
- 3 単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第 17 条 正規の勤務時間外を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

（1） 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

（2） 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人福知山公立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第 3 条の規定により割り振られた 1 週間の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、第 27 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が 1 か月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、

勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間規程第5条に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 7 第1項及び第2項の規定により超過勤務手当が支給される時間が1か月について60時間を超えた場合において、その60時間を超えてした勤務（第2項の規定により超過勤務手当が支給される時間にした勤務に限る。）に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の50」とする。
- 8 勤務時間規程第5条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の50から第2項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

（休日勤務手当）

- 第18条 勤務時間規程第4条に規定する休日及び勤務時間規程第6条に規定する代休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

- 第19条 第21条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務上の理由に

より、勤務時間規程第 4 条に掲げる休日に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第 21 条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同号の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において理事長の定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあたっては、当該額に 100 分の 150 を乗じて得た額を超えない範囲内において理事長の定める額とする。

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において理事長の定める額

(入試手当)

第 20 条 入試手当は、入学試験問題の作成業務等に従事した職員に支給する。手当の額は別で定める。

(管理職手当)

第 21 条 管理職手当を支給する職は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち次に掲げる職とし、管理職手当の額は、その者の属する職務の級に応じる。

(1) 学部長 100,000 円

(2) 学科長 30,000 円

(3) 学生委員長、教務委員長、入試委員長、キャリア委員長 30,000 円

(4) 事務局長 本俸の 13%

(5) 事務局次長 本俸の 12%

(6) グループマネージャー 本俸の 10%

(期末手当)

第 22 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 24 条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（第 29 条第 5 項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 122.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 137.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の

期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

5 別に細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に細則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で別に細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当調整額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当の支給制限）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第46条に掲げる懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給の一時差止め）

第24条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑

事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 法人は、前項の規定により期末手当の一部を差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

3 前項の規定は、法人が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

第 25 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100 分の 90 を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 42.5 を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 別に細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に細則で定める職員の区分に応じて 100 分の 15 を超えない範囲内で別に細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の勤勉手当基礎額とする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 22 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 23 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 23 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第 3 章 補 則

(給与の減額)

第 26 条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程に規定する休日（代休日を含む。）又は休暇（介護休暇を除く）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 27 条第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 27 条 前条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額とする。

- 2 第 17 条、第 18 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから 1 時間における休日に割り振られた勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第 28 条 職員が承認なくして勤務しなかった時間数又は超過勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、この場合において 1 時間未満の端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てる。

第 4 章 給与の特例

(休職者の給与)

第 29 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 14 条第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 14 条第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により長期の休養を要するため、休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が就業規則第 14 条第 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、休職の期間中これに給料、扶養手当、住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給することができる。

5 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 22 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは解雇、又は死亡したときは、第 22 条第 1 項の規定により規則で定める日に、当該各項の別による額の期末手当を支給できる。別に理事長の定める職員については、この限りではない。

6 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第 22 条及び第 23 条の規定を準用する。この場合において、第 22 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 25 条第 7 項」と読み替えるものとする。

7 休職にされた職員には、他に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

第 5 章 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の支給方法)

第 30 条 給与は、その全額を、現金で直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合は、その職員に支払うべき給与の

額から、当該控除すべき金額を控除して支払うものとする。

- 2 給与は、職員からの申出があった場合には、口座振込みの方法により支払うことができる。

第6章 雑 則

(施行に関し必要な事項)

第31条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月14日から施行する。ただし、第4条の別表第1及び別表第2の規定は平成28年4月1日から適用し、第25条第2項第1号及び第2号の規定は平成28年12月1日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 扶養手当の特例として、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第12条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については、10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、第13条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」とし、
「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

」

とあるのは、

「

- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」

とする。同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年1月5日から施行する。ただし、第4条の別表第1及び別表第2の規定は平成29年4月1日から適用し、第25条第2項第1号及び第2号の規定は平成29年12月1日から適用する。
- 2 改正前の規定に基づいて前項の適用日以降に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	215,600	277,300	325,200	410,200
	2	217,900	280,400	328,200	412,500
	3	220,100	283,200	331,300	415,000
	4	222,400	286,100	334,400	417,500
	5	224,500	288,900	337,600	419,800
	6	226,700	291,400	340,400	422,300
	7	228,900	293,600	343,100	424,600
	8	231,100	296,100	345,800	427,100
	9	233,400	298,800	348,800	428,800
	10	235,800	301,300	351,900	431,400
	11	238,300	303,800	355,000	433,800
	12	240,700	306,400	358,300	436,100
	13	243,000	308,800	361,300	437,500
	14	245,400	310,900	363,400	439,800
	15	247,900	313,000	365,700	442,000
	16	250,300	314,900	368,400	444,300
	17	252,400	317,100	370,800	446,600
	18	255,600	319,400	373,000	449,100
	19	258,700	321,400	375,400	451,400
	20	261,900	323,400	377,500	453,800
	21	264,800	325,400	379,600	456,000
	22	267,800	328,000	381,700	458,300
	23	270,800	330,600	383,900	460,700
	24	273,700	333,400	385,900	463,000
	25	276,500	335,600	387,500	465,100
	26	279,200	337,800	389,300	467,300
	27	281,700	340,000	391,200	469,400
	28	284,400	342,600	393,100	471,700
	29	287,400	345,000	395,000	473,800
	30	289,800	347,200	396,700	476,100
	31	292,000	349,300	398,400	478,300
	32	294,500	351,300	400,200	480,500

33	296,900	353,500	401,900	482,400
34	299,100	355,800	403,700	484,500
35	301,600	358,100	405,200	486,800
36	304,000	360,400	407,100	489,100
37	306,500	362,100	408,200	491,200
38	308,200	364,100	409,800	493,200
39	309,900	366,200	411,400	495,100
40	311,700	368,200	412,900	497,100
41	313,600	370,100	413,900	499,100
42	314,400	372,000	415,600	501,000
43	315,300	373,800	417,100	502,700
44	316,200	375,700	418,700	504,700
45	317,100	377,600	420,100	506,600
46	318,300	379,400	421,700	508,400
47	319,200	380,900	423,200	510,200
48	320,300	382,800	424,800	512,200
49	321,300	384,300	426,200	513,900
50	322,400	385,900	427,500	515,600
51	323,300	387,700	428,800	517,400
52	324,200	389,400	430,100	519,300
53	325,400	390,500	430,800	521,000
54	326,500	392,100	431,900	522,600
55	327,500	393,500	432,800	524,300
56	328,500	395,100	433,700	525,900
57	329,400	396,500	434,600	527,500
58	330,500	397,900	435,500	528,900
59	331,600	399,300	436,400	530,200
60	332,600	400,800	437,300	531,400
61	333,600	402,100	438,200	532,600
62	334,700	403,500	439,200	533,600
63	335,800	405,000	440,200	534,600
64	336,900	406,500	441,300	535,600
65	337,700	407,600	442,200	536,300
66	338,800	408,700	443,200	537,200
67	339,500	409,700	444,200	538,100
68	340,600	410,800	445,100	539,000
69	341,200	411,800	446,100	539,900

70	342,300	412,700	447,200	540,700
71	343,400	413,500	448,100	541,400
72	344,500	414,300	449,100	541,900
73	344,900	415,200	450,100	542,600
74	345,900	416,100	451,000	543,100
75	346,900	416,900	451,900	544,000
76	347,900	417,700	452,900	544,600
77	348,900	418,400	453,700	545,100
78	349,900	418,900	454,200	545,700
79	350,900	419,300	454,900	546,300
80	351,800	419,700	455,600	546,900
81	352,800	420,000	456,400	547,500
82	353,800	420,400	457,100	
83	354,800	420,700	457,400	
84	355,800	421,100	458,000	
85	356,400	421,400	458,400	
86	357,000	421,800	458,800	
87	357,600	422,200	459,200	
88	358,200	422,600	459,500	
89	358,900	423,000	459,800	
90	359,300	423,400	460,200	
91	359,700	423,800	460,600	
92	360,200	424,100	460,900	
93	360,700	424,400	461,200	
94	361,100	424,800	461,600	
95	361,600	425,100	461,900	
96	362,100	425,400	462,200	
97	362,700	425,700	462,500	
98	363,200	426,100	462,900	
99	363,600	426,400	463,300	
100	364,100	426,700	463,600	
101	364,500	427,000	463,900	
102	365,000	427,400		
103	365,300	427,700		
104	365,800	428,000		
105	366,300	428,300		
106	366,800			

	107	367,300			
	108	367,800			
	109	368,200			
	110	368,700			
	111	369,200			
	112	369,600			
	113	370,000			
	114	370,400			
	115	370,900			
	116	371,300			
	117	371,700			
	118	372,100			
	119	372,600			
	120	373,000			
	121	373,300			
	122	373,700			
	123	374,200			
	124	374,500			
	125	375,000			
	126	375,500			
	127	376,000			
	128	376,400			
	129	376,800			
再雇用職員		285,900	297,100	319,300	404,300

別表第2（第4条関係）

事務職給料表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号級	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900

30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,900
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,200

64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300	445, 500
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600	445, 800
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900	446, 200
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200	446, 500
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500	446, 800
69	231, 700	284, 600	330, 500	368, 900	385, 100	405, 700	447, 100
70	232, 400	285, 400	331, 200	369, 500	385, 600	406, 000	447, 500
71	233, 000	286, 200	331, 900	370, 200	386, 100	406, 300	447, 800
72	233, 800	287, 000	332, 600	370, 800	386, 700	406, 600	448, 100
73	234, 600	287, 800	333, 100	371, 100	387, 000	406, 800	448, 400
74	235, 300	288, 300	333, 700	371, 700	387, 400	407, 100	448, 800
75	236, 000	288, 700	334, 200	372, 400	387, 800	407, 400	449, 100
76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600	449, 400
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800	449, 700
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100	450, 100
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400	450, 400
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600	450, 700
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800	451, 000
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100	
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400	
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600	
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800	
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900	410, 100	
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200	410, 400	
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400	410, 600	
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600	410, 800	
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900	411, 100	
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200	411, 400	
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400	411, 600	
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600	411, 800	
94		294, 400	342, 200	381, 100	392, 900	412, 100	
95		294, 800	342, 700	381, 500	393, 200	412, 400	
96		295, 200	343, 100	381, 900	393, 400	412, 600	
97		295, 400	343, 200	382, 200	393, 600	412, 800	

98		295, 700	343, 700	382, 700	393, 900	413, 100	
99		296, 100	344, 100	383, 100	394, 200	413, 400	
100		296, 500	344, 400	383, 500	394, 400	413, 600	
101		296, 700	344, 700	383, 800	394, 600	413, 800	
102		297, 000	345, 100	384, 300	394, 900	414, 100	
103		297, 400	345, 500	384, 700	395, 200	414, 400	
104		297, 700	345, 900	385, 100	395, 400	414, 600	
105		297, 900	346, 400	385, 400	395, 600	414, 800	
106		298, 200	346, 800	385, 900	395, 900		
107		298, 600	347, 200	386, 300	396, 200		
108		298, 900	347, 600	386, 700	396, 400		
109		299, 100	348, 100	387, 000	396, 600		
110		299, 500	348, 500	387, 500	396, 900		
111		299, 900	348, 800	387, 900	397, 200		
112		300, 200	349, 100	388, 300	397, 400		
113		300, 300	349, 600	388, 600	397, 600		
114		300, 600					
115		300, 900					
116		301, 300					
117		301, 500					
118		301, 700					
119		302, 000					
120		302, 300					
121		302, 700					
122		302, 900					
123		303, 200					
124		303, 500					
125		303, 800					
再任用	187, 300	214, 800	254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400